

行政書士受験生応援イベント！

記述演習体験 & 書き方セミナー



問題演習（2問） 20分



解説講義	行政法	担当／神田講師
解説講義	民法	担当／安田講師

TAC行政書士講座

第1問 (行政法)

Aは、河川に関する治水・利水のための施設を設置するための土地を必要としていたところ、土地収用法に基づき、B県収用委員会は、Cの土地についての収用裁決が行った。そのため、Cは土地を収用され、同土地はAに引き渡されることとなったが、Cは、収用裁決には重大かつ明白な瑕疵があるため無効であることを理由として、土地の所有権はCに帰属していることを訴訟において主張しようとしている。この場合、Cは、誰を被告とし、どのような訴訟を提起して行政処分の効力を争えばよいか、また、このような訴訟は行政法学上何と呼ばれているかについて、40字程度で記述しなさい。

[illegible]

第2問 (民法)

Aは、フィギュアを自分の書棚に飾りたかったため、フィギュア作りの上手なBにフィギュア「甲」を製作するよう依頼し、Bが快諾してくれたため、AB間には請負契約が成立した。Bが注文を請け負ってから1ヶ月後、フィギュアを完成させ、Aにこれを引き渡した。Aは、Bから受け取った箱を開封し、中身を確認したところ、Bが製作した甲には瑕疵が存在していたことが発覚した。そこで、Aは、Bとの請負契約は解除しようと考えているが、Aが瑕疵を理由として請負契約を解除できるのはどのようなときであり、いつまでに行う必要があるかについて40字程度で記述しなさい。なお、AB間には請負人の担保責任に関する特別な約束は存在していないものとする。

[illegible]



第1問 解答 (行政法)

A	を	被	告	と	し	、	所	有	権	確	認	の	訴	え
を	提	起	し	て	行	政	処	分	の	効	力	を	争	え
ば	よ	く	、	争	点	訴	訟	と	呼	ば	れ	る	。	



私法上の法律関係に関する訴訟において、処分・裁決の存否またはその効力の有無が先決問題として争われている訴訟のことを「争点訴訟」と呼ぶ。

本問のように、収用委員会が行った土地収用裁決に重大かつ明白な瑕疵があるため当該収用裁決が無効であることを理由として、被収用者が、土地所有権が自己に帰属していることを確認する訴えを提起する場合がこれにあたる。訴訟自体は民事訴訟であるが、土地収用裁決が無効であるか否かがこの訴訟における争点となる。なお、収用裁決の無効を抗告訴訟として争うことができるかどうかについてであるが、無効等確認訴訟は、当該処分・裁決の存否またはその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合に提起する訴訟である（行政事件訴訟法 36 条後段）。したがって、行政行為の無効を前提とした法律関係を主張する通常の民事訴訟によって目的達成できる場合、無効等確認訴訟は提起できない。

本問のように、収用委員会が行った土地収用裁決に重大かつ明白な違法があった場合、被収用者は、当該収用裁決が無効であり土地所有権が自己に帰属していることを確認するには、起業者A自身を被告とし、民事訴訟として所有権確認の訴えを提起してその中でB県収用委員会が行った収用裁決が無効であることを主張すればよい。

したがって、Cが本問のような状況において訴訟を提起する場合、①被告はAであること、②どのような訴訟を提起して行政処分を争えばよいかについては所有権確認の訴えを提起すればよいこと、③このような訴訟はどのように呼ばれているかについては争点訴訟と呼ばれていることを 40 字程度で記述すればよい。

参考条文 行政事件訴訟法 36 条

「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限る。提起することができる。」

サンプル答案

A	を	被	告	と	し	、	民	事	訴	訟	を	提	起	し
て	収	用	裁	決	の	効	力	を	争	え	ば	よ	く	、
民	事	訴	訟	と	呼	ば	れ	る	。					

B	県	を	被	告	と	し	、	行	政	処	分	の	無	効
を	主	張	す	る	訴	訟	を	提	起	す	れ	ば	よ	く
、	無	効	等	確	認	訴	訟	と	呼	ば	れ	る	。	

A	を	被	告	と	し	、	無	効	確	認	訴	訟	を	提
起	し	て	行	政	処	分	の	効	力	を	争	え	ば	よ
く	、	形	式	的	当	事	者	訴	訟	と	呼	ぶ	。	

Memo





第2問 解答 (民法)

瑕	疵	の	た	め	に	契	約	の	目	的	を	達	す	る
こ	と	が	で	き	な	い	と	き	で	あ	り	、	甲	の
引	渡	し	の	時	か	ら	1	年	以	内	。			



請負契約は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる契約である (632 条)。

この場合、仕事の目的物に瑕疵があったときは、注文者は、請負人に対し、瑕疵修補請求 (634 条 1 項)、損害賠償請求 (634 条 2 項)、契約の解除 (635 条) ができる。そして、仕事の目的物の瑕疵を理由として契約の解除をする場合、その瑕疵のために契約をした目的を達することができないときである必要がある。なお、建物その他の土地の工作物については瑕疵を理由とする解除はできないが、本問は、請負人の仕事内容はフィギュアの製作であり、この例外にはあたらない。また、仕事の目的物の引渡しを要する場合、この解除は、仕事の目的物を引き渡した時から 1 年以内にしなければならない (637 条 1 項)。

したがって、①注文者 A が請負人 B の仕事の瑕疵を理由として請負契約を解除できるのはどのようなときかについては、瑕疵のために契約の目的を達することができないときであること、②いつまでに解除を行う必要があるかについては、甲の引渡しの時から 1 年以内であることを 40 字程度で記述すればよい。

参考条文

民法 635 条

「仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。」

民法 637 条 1 項

「前 3 条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から 1 年以内にしなければならない。」

サンプル答案

仕	事	完	成	前	に	B	に	帰	責	事	由	が	あ	る
と	き	で	あ	り	、	仕	事	完	成	か	ら	10	年	以
内	で	あ	る	こ	と	。								

A	が	瑕	疵	に	つ	い	て	善	意	か	つ	無	過	失
で	あ	る	な	ら	解	除	で	き	、	甲	の	引	渡	時
か	ら	1	年	以	内	で	あ	る	こ	と	。			

瑕	疵	の	た	め	に	当	該	請	負	契	約	の	目	的
を	達	成	で	き	な	い	と	き	で	あ	り	、	1	年
以	内	に	解	除	す	る	必	要	が	あ	る	。		

Memo

